② 大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率

(イ) 車両単位割引

イ）高速国道

コーポレート契約に基づく利用者の自動車１台毎の月間利用額（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「２会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月　間　利　用　額	割　引　率
５千円を超え、１万円までの部分	10パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	20パーセント
３万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間については、次表の割引率を適用する。

月　間　利　用　額	割　引　率
５千円を超え、１万円までの部分	20パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	30パーセント
３万円を超える部分	40パーセント

ロ）京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

コーポレート契約に基づく利用者の自動車１台毎の月間利用額に対し、次表の割引率を適用する。

月　間　利　用　額	割　引　率
５千円を超え、１万円までの部分	10パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	20パーセント
３万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間については、次表の割引率を適用する。

月　間　利　用　額	割　引　率
５千円を超え、１万円までの部分	20パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	30パーセント
３万円を超える部分	40パーセント

(ロ) 契約単位割引

イ）高速国道

コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（２会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額（２会社が管理する高速自動車国道の自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が３万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

ロ）京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額が３万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、５パーセントの割引を行う。

③ ＥＴＣ前納割引

イ 割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

④ 深夜割引

イ 割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間に、高速国道又は別表６に掲げる高速道路（Ｆに掲げる高速道路を除く。）を通行するＥＴＣ車。

ロ 割引率等

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別表６に掲げる高速道路（Ｆに掲げる高速道路を除く。）の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間の各区間又は別表６に掲げる各高速道路（Ｆに掲げる高速道路を除く。）の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

⑤ 平日朝夕割引

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別表６のうちＡ若しくはＢに掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間のうち東京外環自動車道の通行を除く。）、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前６時から午前９時までの間又は平日の午後５時から午後８時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（２会社及び宮城県道路公社が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を含む場合。